

(裏)

保 証 書

表記の印鑑登録申請者は、登録者本人であることを保証します。

年 月 日

大垣市長 様

保 証 人

印鑑登録番号

登録印鑑

住所 岐阜県大垣市

氏名

生年月日

年 月 日

代 理 人 選 任 届

私は次の者を代理人に選任し、

に関する権限を委任したのでお届けします。

年 月 日

大垣市長 様

代 理 人

住所

氏名

生年月日

年 月 日

登録者氏名

- 印鑑登録の申請
- 印鑑等亡失等の届出
- 印鑑登録廃止の申請
- 印鑑登録証の再交付申請及び受領

登録印鑑

本人確認資料添付欄

(印鑑登録についての注意事項)

- 1 15歳未満の方や意思能力を有しない方は、印鑑の登録ができません。
- 2 本人が、次のものを提示又は提出して、印鑑登録の申請をされる時はその場で印鑑の登録をすることができます。
 - (1) 官公署の発行した免許証・許可証・身分証明書等で規則に定める本人の写真が貼ってあるもの
 - (2) 上記保証書
- 3 上記以外の場合は、市役所窓口サービス課・地域事務所(支所)・サービスセンターなどから、本人へ郵便で照会し、その回答書を登録申請した所へ持参した時に、登録ができます。
- 4 登録申請の受付や回答書の持参などを代理人に依頼するときは、『委任の旨を証する書面』を添えてください。

(保証書についての注意事項)

- 1 保証書は、必ず保証人が署名のうえ、登録印鑑を押印してください。
- 2 保証人は、大垣市で印鑑登録をしている人に限定されます。

(抹消についての注意事項)

- 1 印鑑等亡失等、印鑑登録廃止及び印鑑登録証再交付の申請(届出)は、本人が手続きをしなければなりません。
- 2 代理人に依頼するときは、『委任の旨を証する書面』を添えてください。